

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2025-2-010
倫理審査（初回審査）	2025年5月23日
研究課題名	特発性脊髄症における自己抗体測定
研究の対象	2016年4月～2027年3月の間に東北医科薬科大学病院脳神経内科で特発性脊髄症の診断を受けられた方
概要 （試料・情報の利用目的及び利用方法）	目的：特発性脊髄症における新たな自己抗体の候補を評価することです。 方法：特発性脊髄症は十分な精査を行っても正確な診断がつかなかった脊髄疾患です。近年、特発性脊髄症において新たな自己抗体の候補が報告されました。過去に保存されていた血清や髄液の残余分を用いて同抗体の測定を行います。新規自己抗体の臨床的意義を評価し、脊髄症の鑑別診断に役立つ診断バイオマーカーを確立することが目的です。
研究期間	2025年5月27日 ～ 2028年3月31日
試料・情報の利用または提供開始予定日	2025年5月27日 ～ 2027年3月31日
調査データ該当期間	2016年4月1日 ～ 2027年3月31日
試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名	東北医科薬科大学 学長 大野 勲
提供する試料・情報の取得の方法	過去の診療において、検査を実施する過程で取得されたものです。
研究に用いる試料・情報の種類	試料：血液、髄液
外部への試料・情報の提供	カリフォルニア大学サンフランシスコ校（提供先国名：アメリカ合衆国）へ、上記試料が提供されます。 個人情報の保護：試料・情報を提供する前に、氏名・生年月日・住所等の特定の個人を識別できる記述を削除し代わりに研究用の番号を付け、どなたのものか分からないよう加工した上で提供します。個人と連結させるための対応表は、当院の研究責任者が保管・管理します。 また、この研究で取得した患者さんの治療に関する情報は、論文等の発

	<p>表から 10 年間は保管され、その後は患者さんを識別する情報を復元不可能な状態にして破棄されます。また、患者さんが本研究に関するデータ使用の取り止めを申出された際、申出の時点で本研究に関わる情報は復元不可能な状態で破棄（データの削除、印刷物はシュレッダー等で処理）いたします。</p> <p>●アメリカ合衆国の個人情報保護に関する制度情報 アメリカ合衆国には個人情報保護制度があります。その概要については以下をご参照ください。 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku</p> <p>●University of California San Francisco Website Privacy Policy https://www.ucsf.edu/website-privacy-policy</p>
研究代表者名及び所属研究機関名	研究代表者：東北医科薬科大学脳神経内科 教授 藤盛寿一
研究組織 (共同研究機関名・研究責任者名)	本学の研究責任者 東北医科薬科大学病院 脳神経内科 藤盛寿一
お問い合わせ先	<p>本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。</p> <p>また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象といたしませんので、下記の連絡先までお申出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報や試料に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1 TEL 022-259-1221(代) 連絡先担当者 東北医科薬科大学病院 脳神経内科 藤盛 寿一 研究責任者：東北医科薬科大学病院 脳神経内科 藤盛 寿一</p>

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 21 条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 33 条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合